

広報とやま 平成29年(2017年)9月5日号掲載

## くらしの情報あれこれ

### 事例

#### <若者編>

SNSで知り合った人から「会員になって健康食品を友人に売るだけで簡単に儲かる。」と勧められ、契約した。しかし、友人は買ってくれず、借金だけが残った。

#### <高齢者編>

会社員時代の知人から「事業に投資して、人を紹介すれば出資配当の他に紹介料が受け取れる。」と勧められ、契約した。最初の数カ月は出資配当と紹介料が振り込まれていたが、やがて振り込まれなくなり、業者とも連絡が取れなくなった。

## ～若者から高齢者まで、マルチ商法に注意しましょう～

問 消費生活センター ☎443-2047

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法で、ネットワークビジネスとも呼ばれます。最近では、SNSで知り合った人から誘われ、トラブルになるケースが多くなっています。

### アドバイス

- ・「必ず儲かる」などという話はありません。安易に契約しないようにしましょう。
- ・見知らぬ人からのSNSでの突然の誘いには注意しましょう。
- ・親しい人や仲間からの紹介であっても、断る勇気を持ちましょう。
- ・報酬欲しさに強引に友人を勧誘することにより、人間関係を壊してしまうこともあるので、注意しましょう。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)(日)(祝)を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)